

○財務省告示第九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年十二月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第六十
回）
二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

募方

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

ごとの応募限度額を定めるもの
に よる 発行 (以下) 国債市場の特
別 参加者 第 II 非価格競争入札
発行 とう。 価格競争入札
も 申込みのうち 応募額を 順次 割り
当てる。 特別参加者 各 応募
各国債市場 特別参加者 各 応募
募 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申
込 みの 応募 額 を 割り 当 て る。

六

発

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

額 面 金 額 で 五 千 六 百 五 十 七 億 円
う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の 規
定 に 基 づ き 額 面 金 額 で 五 千 三 億
つ い て は 十 五 万 円 特 別 計 画 に
千 八 百 十 五 万 円 特 別 計 画 の
関 する 法 律 第 四 十 七 条 第 一 項 の
規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債
に つ い て は 十 三 億 八 千 百 十 五 万 円
財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い
て 額 面 金 額 で 千 三 百 三 十 五 億

ロ

国債市場
参加者
特別参加者
I

ロ

入札発行
国債市場
特別参加
者・別加
非格第I
争入札競
行及び札
債市場特
別参加者
・別格第
価格競争
入札発行
利率
経過
の払込み

十三

十四

初期利子

十五

第二期利子

五銭以上
の
額面金額
百円につき
二百五十

年〇・九パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額}}{100} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{83}{365}$$

平成三十一年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 金 期 期
額 額 額 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
三 大 銀 金 六
十 臣 行 額 十
年 か 百 年
十 通 円 九
二 知 を につ 月
月 受 受 百 二
十 け け 百 十
二 け け 円 日
日 者 者 者